

省エネ法に、対応しなければならないすべての皆様のために！

## 管理標準の整備と活用

### 【開催日時】

	開催日		開催日
ビル編	平成 28 年 12 月 6 日 (火) 10:00~16:30	工場編	平成 28 年 12 月 7 日 (水) 10:00~16:30

### 【会場】 電力ビル別館 2 階 会議室 3 (仙台市青葉区一番町 3-7-1)

省エネ法では全ての事業者に対し、管理標準の整備と活用が要求されています。省エネ法の特定事業者、指定工場は管理標準の設定と遵守状況を定期報告書で報告しなければなりません。

管理標準とは・・・エネルギーの使用の合理化を実践するために、事業者が定めるエネルギー消費設備ごとの実践的なマニュアルのことです。

本講座は、エネルギーを消費する設備を実際に管理されている担当者へ管理標準の重要性を認識させ整備させようとする管理者や省エネ法に対応した管理標準を整備・活用を必要とされている方々を対象とした講座です。

- ① 事業者全体として、エネルギーの使用の合理化の取組方針等を盛り込む必要があります。
  - ② 工場やビル等に設置されているエネルギー消費設備ごとに、管理標準を作る必要があります。
  - ③ 管理標準を整備、見直す過程で省エネのポイントや現状の問題点が発掘できます。
- ◆ 省エネ法が要求するこれらのマニュアル類を少しずつ整備することが、一番賢い省エネの進め方です。
  - ◆ 事業者にとっての省エネの目的は、コスト削減、CO<sub>2</sub>削減対策そのものです。大丈夫でしょうか？
  - ◆ 平成 29 年度（次年度）の省エネ対策、CO<sub>2</sub>削減、コスト削減対策は万全でしょうか？
  - ◆ エネルギー使用実績の集計作業と合わせ、管理標準の整備を始めましょう！！
  - ◆ 本講座では、管理標準作成の簡単な演習を行い、「雛形」を作成できることを達成目標とします。

**【重要】** 定期報告書のエネルギー消費原単位が悪化しているビル・工場等や無作為抽出により現地調査をする制度がありますが、平成 28 年度は従来より厳しい基準で抽出され現地調査が行われております。平成 29 年度（次年度）においても特に「判断基準遵守状況が著しく不十分な場合」には最悪の場合立入検査まで進むとされております。省エネ法判断基準の正しい理解とこれに基づく実践的で役立つ管理標準の整備のため、本講座の受講をお勧めいたします

種別	主な内容	
ビル編	省エネ法の概要、判断基準の解説(ビル)、管理標準の作成のポイント、管理標準の整備の仕方、管理標準作成の簡単な演習	
工場編	省エネ法の概要、判断基準の解説(工場)、管理標準の作成のポイント、管理標準の整備の仕方、管理標準作成の簡単な演習	
	受講料 (消費税等込)	
	賛助会員	一般
ビル編・工場編 共通	18,140	22,680

# 申し込み要領

1. 募集人員 各回20名（最少開催人員5名）  
（申し込み先着順。お早めにお申し込み下さい）  
なお、最少開催人員に達しない見込みの場合には中止することがございます。  
その際には、1週間前までに申込責任者の方にご連絡いたします。
2. 申込み方法 下記の受講申込書に記入後、ファックスまたはE-mailにてお申込ください。  
受付次第、受講票・請求書・会場案内図を郵送いたします。
3. 受講料 賛助会員 18,140 円  
(消費税込) 一般 22,680 円
4. 支払い方法 請求書がお手元に到着次第、開催日前日までに指定口座にお振り込みください。  
(振込み手数料はご負担いただきますようお願いいたします)  
【ご注意】お申し込み講座の実施日前1週間以内のキャンセルについては、理由の如何を問わず受講料はご請求させていただきます。代理の方の出席をご検討下さい。
5. 問い合わせ先 (一財)省エネルギーセンター 東北支部 尾崎  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル本館8階  
TEL 022-221-1751 FAX 022-221-1752  
E-mail: thk@eccj.or.jp

----- ( 切り取らずに F A X してください ) -----

「管理標準と整備と活用」

## 受講申込書

平成 年 月 日

受講希望日欄の該当するマス内に○印をご記入ください

会社名		賛助会員番号		
住所〒		TEL: FAX:		
申込責任者 氏名		所属部署・役職名		
ビル編	工場編	受講者氏名	所属部署名	受講料
12/6(火)	12/7(水)			
				円
				円
合計				円

今回のようなご案内の送付を希望される方はE-mail のアドレスをお書きください

--

▼FAX:022-221-1752 または E-mail : thk@eccj.or.jp まで▼